

昭島市いじめ防止

対策推進基本方針

昭島市教育委員会

令和3年4月

目 次

はじめに.....	1
いじめ防止等に係る基本的な方向に関する事項.....	1
1 基本方針の位置付け.....	1
2 いじめの定義.....	1
3 いじめの理解.....	1
4 基本的な考え方.....	2
教育委員会の取組.....	4
1 昭島市いじめ防止対策推進基本方針の策定.....	4
2 昭島市いじめ防止会議の設置.....	4
3 昭島市いじめ問題対策委員会の設置.....	4
4 昭島市いじめ問題調査委員会の設置.....	5
5 昭島市いじめ問題特別調査委員会の設置.....	5
6 教育委員会におけるいじめ防止等に関する具体的な取組.....	5
7 相談体制の構築.....	7
学校における取組.....	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定.....	8
2 学校いじめ対策委員会の設置.....	8
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組.....	8
重大事態に関する事項.....	14
1 重大事態の定義.....	14
2 重大事態の意味.....	14
3 重大事態の報告.....	15
4 重大事態への対応.....	17
関連法規.....	20
1 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）.....	20
2 昭島市いじめ問題の調査に関する条例.....	27
3 昭島市いじめ問題防止会議設置要綱.....	29
4 昭島市いじめ問題対策委員会要綱.....	30

はじめに

昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の趣旨及び国・都の基本方針を踏まえながら、昭島市立学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等のための具体的な対策を総合的かつ効果的に推進するため、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」を定める。

いじめ防止等に係る基本的な方向に関する事項

1. 基本方針の位置付け

いじめは、学校に在籍する全ての児童・生徒に関係する問題であるという認識を持ち、全ての児童・生徒が安全に学校生活を送り、将来の夢や希望に向かい自分の力を発揮できるよう、児童・生徒を取り巻く大人が連携していじめの防止等に向けた積極的な行動をとる。

この方針は「法第12条」に基づく、昭島市のいじめ防止対策を推進するための基本方針である。

2. いじめの定義

法第2条において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめの理解

- (1) いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校にも起こりうるものであり、いじめを行う者、いじめを受けている者は、その状況により立場が変わる場合もある。
- (2) いじめは、「加害」・「被害」という二者関係だけでなく、その状況を面白がったりはやし立てたりする「観衆」、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っている「傍観者」の存在がさらにいじめを助長している場合がある。
- (3) いじめの行為や態様によっては、いじめではなく犯罪行為として取り扱われるものもある。
- (4) いじめは、大人の見ているところで行われることはごく稀である。また、大人の前で行われていた場合も、気付かれないような言動によるものが多くある。そのため、より多くの大人が連携して見守るとともに、児童・生徒の些細な変化など、サインを見逃さないようにする必要がある。

(5) 大人が他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった振る舞いが、児童・生徒に影響を与えている可能性があることを、大人は自覚する必要がある。

(6) いじめの要因や背景は、本人の状況、児童・生徒の関係性、家庭、学校さらには社会の状況等様々である。いじめの行為については厳しく指導をするが、生活指導上の問題として捉えるだけでなく、その後の支援として、被害を受けたものだけでなく、加害の行為を行った者に対してもきめ細やかに継続的に行っていく必要がある。

(7) 大人のいじめの理解をさらに深めるために、児童・生徒に関わる大人（関係機関）が情報交換、意見交換を行う必要がある。

4 基本的な考え方

学校の全ての児童・生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期解消を目的とする。

いじめは絶対に許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校でも起こる可能性があるとの共通認識のもと、学校、家庭、地域、教育委員会、関係機関等が互いに連携し、組織的かつ継続的な取組を行う。学校においても教育活動全体を通して、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を尊重し合える態度、自己肯定感等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(1) いじめの防止に向けて

- 児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 児童・生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置付け、教育活動の充実を図る。
- 全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行う。
- いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関と一体となって取り組む。

(2) いじめの早期発見に向けて

- 児童・生徒が、一人以上の大人に相談できる環境づくりをする。
- 児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること、また、一人で判断することなく組織的に情報を共有し、判断して対応する。
- いじめの早期発見のために、年3回以上のアンケート調査を行い、児童・生徒の心の状況を把握する。
- 地域や保護者（家庭）と連携した、児童・生徒の見守り体制を構築する。

(3) いじめへの対処

- いじめへの対処は組織的に行う。
- いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行う。
- いじめの行為に対して、毅然とした指導を行い、直ちにその行為を止めさせるようにする。併せて、いじめをした児童・生徒に対しては、事情を確認するだけでなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行う。
- いじめへの対処は学校だけでなく、保護者（家庭）、教育委員会と連携し、事案によっては関係機関と連携する。
- 重大事態が疑われる場合には、ためらうことなく関係機関と連携し、対応を行う。

(4) 保護者（家庭）や地域、関係機関との連携

- 学校評議員会、PTA等保護者との組織、地域の関係団体といじめ問題を含む児童・生徒の健全育成について連携して対策を進める。
- より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止められよう、学校は、保護者（家庭）、地域、関係機関と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 学校が児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果が表れない場合には、関係機関と適切に連携する。
- 児童・生徒とその保護者（家庭）には、相談窓口を周知する。

教育委員会の取組

1 昭島市いじめ防止対策推進基本方針の策定

昭島市は法の趣旨を踏まえ、文部科学省が策定した「いじめ防止等のための基本方針」と東京都が策定した「いじめ総合対策【第2次】」を参考にして、市におけるいじめ防止等のための対策を総合的、効果的に推進するため、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」を策定する。

2 昭島市いじめ問題防止会議の設置(設置要綱に基づき)

昭島市いじめ問題防止会議（以下「防止会議」という。）

(1) 構成員

学校教育部長、小・中学校校長会長、人権教育推進委員会委員長、警察関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員協議会委員、自治連合会代表者、青少年とともに歩む地区委員会代表者、青少年補導連絡会代表者、小・中学校PTA代表者 等

※事務局に教育委員会指導課長、統括指導主事、指導主事を置く。

(2) 役割

保護者、地域、関係機関との相互の連携を図り、社会総がかりでいじめの防止等の取組を推進する。

(3) 開催

必要に応じて会長が招集する。

3 昭島市いじめ問題対策委員会の設置(設置要綱に基づき)

昭島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）

(1) 構成員

学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、委員会が委嘱または任命する委員7名以内をもって組織する。

※事務局に教育委員会指導課長、統括指導主事、指導主事を置く。

(2) 役割

市の基本的ないじめの防止等のための調査や研究、効果のある対策を検討するために専門的な立場から議論を行うとともに、必要があると認めるときは教育委員会に意見を述べる。

(3) 開催

必要に応じて委員長が招集する。

4. 昭島市いじめ問題調査委員会を設置（表12）に定める

学校において重大事態が発生した場合、昭島市教育委員会では市職員や当該学校とは関係がなく、公正、公平な調査を行うために、第三者の学識経験者等により構成される「昭島市いじめ問題調査委員会」を設置する。本調査委員会での調査結果については、市長に調査結果報告を行う。

5. 昭島市いじめ問題特別調査委員会を設置（表13）に定める

学校において重大事態が発生し、昭島市いじめ問題調査委員会が調査した結果の報告を受けた市長が再調査の必要性を認めるときは、「昭島市いじめ問題特別調査委員会」を設置することができる。

「昭島市いじめ問題特別調査委員会」は、市長の諮問に応じ、その調査結果を市長に答申する。

6. 教育委員会におけるいじめ防止等に関する具体的な取組

（1）いじめ問題の状況に関する調査の実施

- ① 都が実施する年3回の「ふれあい月間」と年1回の「いじめ実態把握調査」の取組により、学校におけるいじめ等の実態を把握し、早期解消に向けた取組を行う。
- ② 年3回の「ふれあい月間」における調査結果に基づき、未解消のいじめに関して、市独自に「いじめ問題の状況等に関する調査」を行い、解消に向けた取組の進捗状況に応じて、指導・助言を行う。

（2）いじめ相談体制の確立

- ① 教育相談担当者連絡会を活用し、学校におけるいじめ等に関する相談体制の確立を図るとともに、取組についての情報交換を行い、学校での課題解決に資する。
- ② 昭島市教育相談室や学校に配置しているスクールカウンセラーの相談体制の充実を図る。
- ③ 都の「24時間いじめ相談ダイヤル」や市の教育相談メール、いじめ相談ホットラインなど、多様な相談窓口を設置するとともに、相談窓口の情報については学校を通じて周知を図り、児童・生徒・保護者並びに学校が相談しやすい環境をつくる。

（3）学校サポートチームの活用及び関係諸機関との連携強化

- ① 学校からの相談に際し、教育委員会は関係諸機関との連携を図り、学校サポートチームを活用した取組を円滑に推進する。

（4）いじめ防止のための教職員の資質・能力の向上と調査研究の実施

- ① 生活指導主任会における情報提供・情報交換等を行う。
 - ・ 年3回の「ふれあい月間」期間中に、学校におけるいじめの実態や未然防止、問題解決に向けた取組等を情報交換する場を設ける。
 - ・ 国や都のいじめ問題に関する情報や施策を学校の生活指導主任に伝え、学校における研修会等に活用する。

- ② 人権教育を推進し、教職員・児童・生徒の人権感覚を醸成する。
 - ・ 学校に人権教育全体計画を作成させ、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。
 - ・ 昭島市人権教育推進委員会において、人権教育の取組や人権感覚の醸成に向けた情報交換を行い、学校に対して人権教育推進の提言等を行う。
- ③ 各委嘱委員会による、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
 - ・ 小中連携推進委員会において、小中9年間を見据えた学習規律や生活規律の徹底に向け、具体的な方策を提言する。
- ④ 職層に応じた、いじめ防止等に向けた研修会を実施する。
 - ・ 若手教員育成研修や年次研修等において、「いじめ防止に向けた具体的な取組」に関する研修を位置付ける。

(5) インターネット等を使った「ネットいじめ」対策の推進

- ① 情報教育研修会において、情報モラル教育の充実に向けた研修を実施する。
- ② 東京都教育委員会から提供されたネットいじめに関する情報や、学校非公式サイトでの監視結果を学校に速やかに情報提供する。

(6) いじめ防止に向けた啓発活動の推進

- ① 年度当初、学校は、保護者、地域、関係機関に向け、啓発資料「いじめを許さない」を配布する。
- ② 学校は、教室をはじめ、校内にいじめ防止ポスター等を掲示する。
- ③ 教育委員や教育委員会事務局職員が、朝礼等を利用して児童・生徒に対し、直接いじめ防止について呼びかける。

(7) 学校が行ういじめ防止等への取組に対する支援

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定と「学校いじめ対策委員会」の設置に向けた指導・助言を行う。
 - ・ 校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための組織として設置される「学校いじめ対策委員会」の構成や役割について徹底する。
- ② ふれあいポストを設置し、児童・生徒がいじめに関して相談しやすい環境をつくる。
- ③ 小学校第5学年の児童及び中学校第1学年の生徒に対し、スクールカウンセラー等による全員面接を実施する。
- ④ 学校等からのいじめの報告を受け、その内容に応じて、相談室の臨床心理士やスクールソーシャルワーカー、指導主事等を派遣し、被害を深刻化させないよう学校を支援する。
- ⑤ 家庭と子どもの支援員を学校に配置し、被害児童・生徒の保護や心のケア、加害児童・生徒への働きかけ等、児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた取組を行う。
- ⑥ 重大事態の調査結果について、調査委員会等が行う調査に協力する。

(いじめの早期発見のための措置－「いじめ防止対策推進法」から－)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受けるための体制の整備に必要な施策を講じるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が養護されるよう配慮するものとする。

(1) 昭島市相談窓口

ところといのちの相談窓口 ところとからだの健康相談 昭島市健康課 昭島いじめ相談ホットライン	}	0 4 2 - 5 4 4 - 5 1 2 6 0 4 2 - 5 4 3 - 7 6 3 3
---	---	--

(2) その他相談窓口

◇東京都いじめ相談ホットライン 0 1 2 0 - 5 3 - 8 2 8 8

◇東京都教育相談センター 0 3 - 3 3 6 0 - 8 0 0 8

◇24時間いじめ相談ダイヤル 0 1 2 0 - 0 7 8 - 3 1 0

◇東京都児童相談センター 0 3 - 3 3 6 6 - 4 1 5 2

◇子供の権利擁護専門相談事業 0 1 2 0 - 8 7 4 - 3 7 4

(話してみなよー東京子供ネットー)

◇警視庁少年相談室(ヤング・テレホン・コーナー) 0 3 - 3 5 8 0 - 4 9 7 0

◇東京都立小児総合医療センター(こころの電話相談室) 0 4 2 - 3 1 2 - 8 1 1 9

◇東京都立多摩総合精神保健福祉センター(こころの電話相談) 0 4 2 - 3 7 1 - 5 5 6 0

◇弁護士子どもの悩み事相談 0 4 2 - 5 4 8 - 0 1 2 0

◇もくせいの杜 心理相談室 0 4 2 - 5 0 0 - 5 2 9 5

◆相談ほっとLINE東京(中高生対象)

◆都庁ネットトラブル相談 こたエール(LINE相談)

◆法務省人権相談 LINE相談

◆インターネット・ホットラインセンター

各ホームページから
QRコード等を案内し
ています。

学校における取組

① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

② 学校いじめ対策委員会設置

- (1) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「学校いじめ対策委員会」を置く。
- (2) 重大事態が発生した場合には、「調査委員会」と連携し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

③ 学校におけるいじめの防止等に関する取組

- (1) 未然防止
 - ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成する。
 - ② 道徳教育や人権教育の充実、児童・生徒が自己有用感を高め、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を積極的に設ける。
 - ③ いじめ問題の防止に、児童・生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。
 - ④ いじめ問題に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解と組織的な取組を推進する。
 - ⑤ 児童・生徒が、いつでも誰にでも相談できる校内体制を整える。
 - ⑥ 児童・生徒・保護者に対して、インターネット等に起因するいじめ防止のための啓発活動を行う。
 - ⑦ 学校・家庭・地域の連携の必要性を伝え、理解と協力を依頼する。
- (2) 早期発見
 - ① 定期的ないじめに関するアンケート調査を実施し、早期に発見する。
 - ② 児童・生徒及びその保護者が、いじめに関する相談を行うことができる校内体制を整備する。
 - ③ 教員は、児童・生徒と接する時間を多くもつよう努力し、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
 - ④ いじめに関する情報を「学校いじめ対策委員会」で整理し、教職員全体で共有する。
 - ⑤ 地域や保護者からも情報を収集する機会や場を設ける。
- (3) 早期対応
 - ① いじめの実態を把握し「学校いじめ対策委員会」に情報を集め、速やかに役割分担を明確化した上で組織的な対応をとる。
 - ② 被害児童・生徒、加害児童・生徒、周囲の児童・生徒への指導・支援体制を組む。
 - ・ 市の臨床心理士及びスクールカウンセラーを活用する。

- ・ 被害児童・生徒や、いじめの事実を伝えた児童・生徒の安全を確保する。
 - ・ 加害児童・生徒の観察・指導等に加えて、全児童・生徒に「いじめは人間として絶対許されない」との意識を徹底する。
- ③ いじめについて教育委員会に即時に報告し、早期解消に努める。内容によっては関係機関との連携を進める。
 - ④ 被害児童・生徒、加害児童・生徒、双方の当該保護者への支援と助言を行う。
 - ⑤ P T A等との連携を含め、保護者会でいじめ対策の取組を説明するとともに、登下校の見守りを行う地域との連携を進める。

(4) 重大事態への対処

- ① 被害児童・生徒及び保護者の心のケアに努めるとともに、安全確保のために複数教員で見守るとともに支援を行う。その際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。また、登校が難しい場合は、教育支援室など、適切な学習の場を設ける。
- ② 加害児童・生徒に対しては、必要に応じて、個別の学習環境を整え、関係諸機関との連携を行う。また、スクールカウンセラー等を活用し、加害児童・生徒及び保護者の心のケアに努める。
- ③ 事実行動に基づいて、いじめの実態把握を行い、教育委員会に報告をした上で、指導主事等の派遣を要請する。その後、関係諸機関と連携し、問題の解決に努める。
- ④ いじめについて説明責任を果たす必要がある場合は、教育委員会やP T A、地域と連携し、個人情報に十分配慮した上で、緊急保護者会等を開催し、事実と学校の対応について説明する。
- ⑤ 「防止会議」「対策委員会」「調査委員会等」から事実関係の説明・報告が求められた際には、事実行動に基づいて的確に報告するとともに、調査に全面的に協力をする。

(5) 昭島市立学校いじめ防止基本方針学校様式について

(例)

昭島市立 学校いじめ防止基本方針

年 月 日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、法第 13 条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童生徒一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

1 いじめとは

「いじめ」とは、本校の児童・生徒に対し、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、これらの行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止

《学校全体》

- ① 全校集会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ② 学校の教育活動全体を通した道徳教育や人権教育の充実、児童・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ③ いじめの問題に児童・生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)
- ④ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
 - ・ 児童・生徒がいつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
 - ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等で、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
 - ・ 「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域の連携の必要性を、学校便り、道徳授業地区公開講座、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

《学級担任等》

- ① 「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ② 児童・生徒一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童・生徒との信頼関係を築く。
- ③ 児童・生徒が学級のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ 児童・生徒の思いやりの心や、生命を大切にする心を育む道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動が、児童・生徒を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

3 早期発見のための措置

《学校全体》

- ① 6月・9月・11月にいじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を「学校いじめ対策委員会」で分析して、学校としての対応や取組を協議する。
- ② 児童・生徒及びその保護者が、いじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ③ 全教職員で、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場を設ける。(休み時間・放課後の児童・生徒との雑談や行動観察、日記等の活用等)
- ④ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

4 いじめに対する措置（※「5 組織的ないじめ対応の流れ」(例)と連動)

(1) 早期対応

校務分掌に「学校いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、生活指導部員、スクールカウンセラー、関係教員等とする。

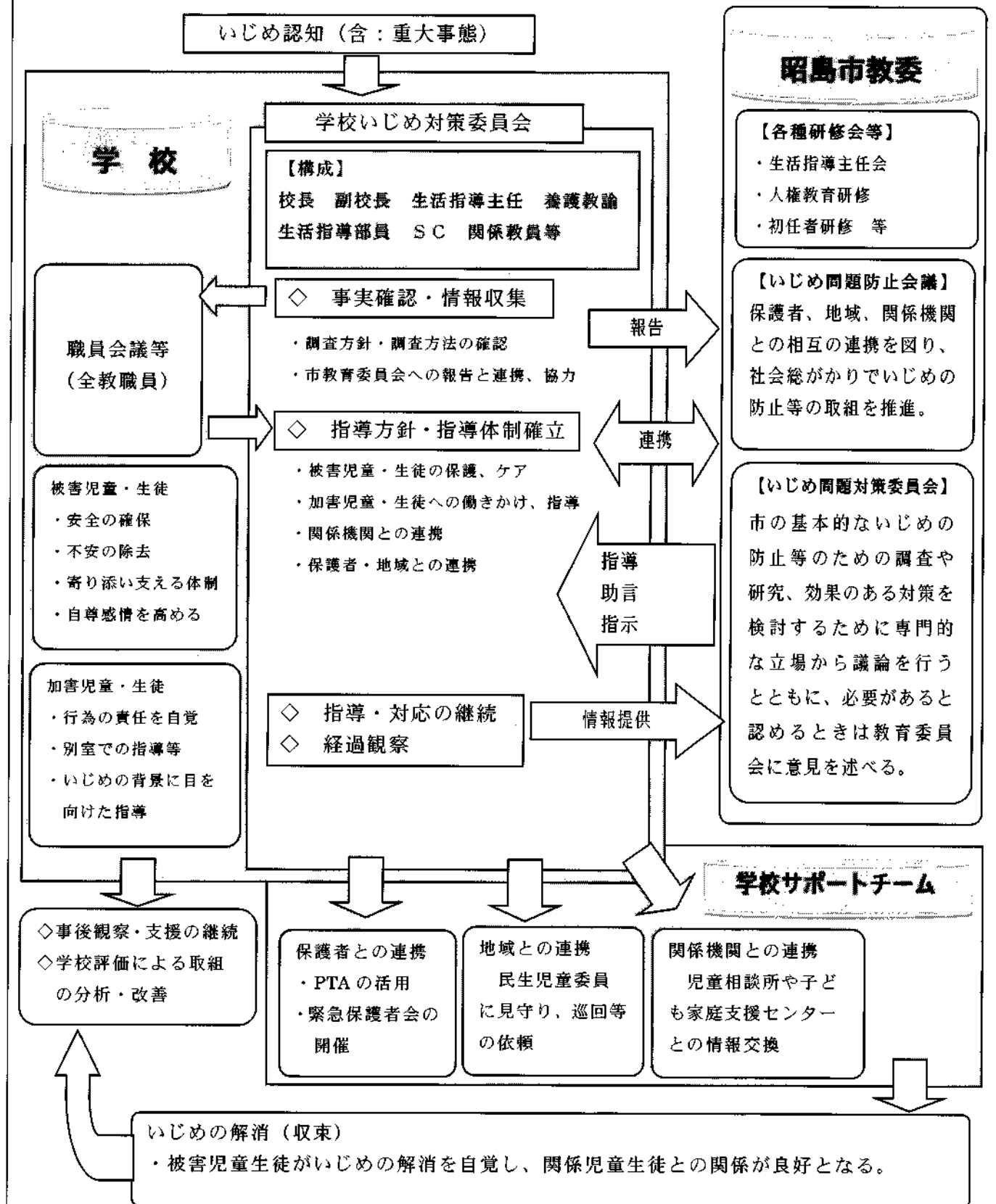
- ① 「学校いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する。

- ・ いじめの情報を受けたときは、「学校いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
- ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ② 被害児童・生徒、加害児童・生徒、周囲の児童・生徒への指導・支援体制を構築する。
 - ・ 被害児童・生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
 - ・ 加害児童・生徒に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
 - ・ いじめを報告した児童・生徒の安全を確保するための取組を徹底する。
- ③ 教育委員会や関係機関との連携を進める。
 - ・ 「学校いじめ対策委員会」を通じて、教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ・ 「学校いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。
- ④ 保護者・地域と連携して、早期解決に向けた対応を進める。
 - ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ・ P T Aと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童・生徒に与える。

（２）重大事態への対処

- ① 重大事態の発生を教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。
- ② 教育委員会の指導・支援の下、学校いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童・生徒、保護者等への対応等に当たる。

5 「組織的ないじめ防止及び対応等の流れ」(例)



(6) いじめ問題の状況等に関する調査について

(調査票) いじめ問題の状況等について、〇〇年〇月末現在でご記入ください。

I いじめの件数

- 1 前回のふれあい月間における未解消の件数 () 件
- 2 前回のふれあい月間の後に発生したいじめの件数 () 件
- 3 上記1・2の合計件数のうちでの 〇〇年〇月末の未解消件数 () 件→Ⅱへ

Ⅱ 〇〇年〇月末において未解消のいじめについての状況

記入例

学年	様態	連携状況
6 年	からかい	学校 S C ・ 保護者 ・ 民生委員
内容 登下校時にカバンを持たされるなど、からかいが続いていて解消しない。保護者からの相談によりいじめが発覚。		
解消に向けた方針 スクールカウンセラーで悩みを聞き、本人を落ち着かせる。下校時にスクールガードリーダーに見守りを依頼する。		

ケース 1

学年	様態	
年		
内容		
解消に向けた方針		

ケース 2

学年	様態	
年		
内容		
解消に向けた方針		

重大事態に関する事項

1 重大事態の定義

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同行の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態の扱い

(1) 「いじめにより」

法第 28 条各号に規定する児童・生徒の状況に至る要因が、当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

(2) 「生命、心身または財産に重大な被害」

いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。

(例)

- ・児童・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(3) 「相当の期間」

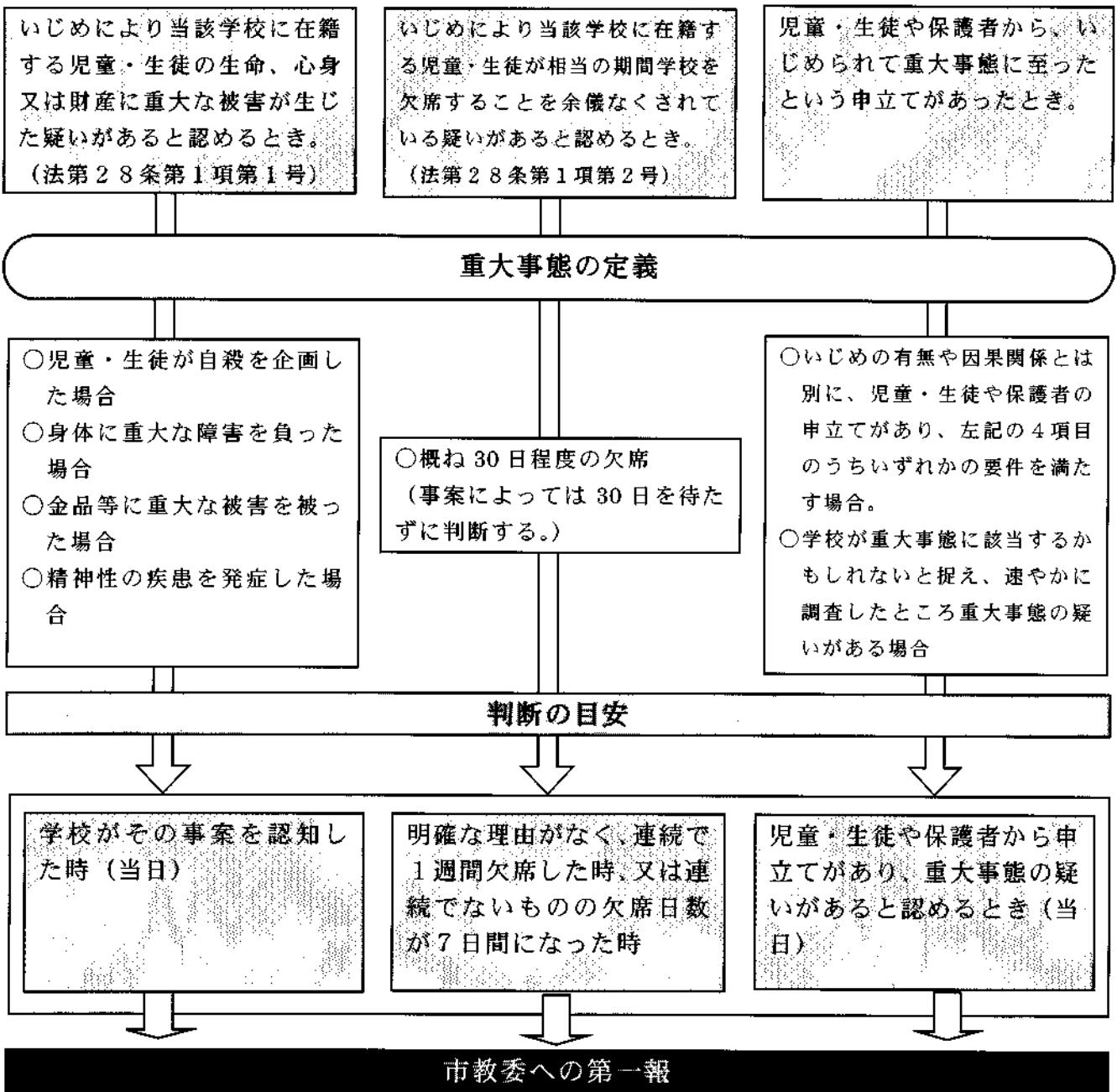
不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安とするが、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査する必要がある。

(4) 児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査にあたる必要がある。

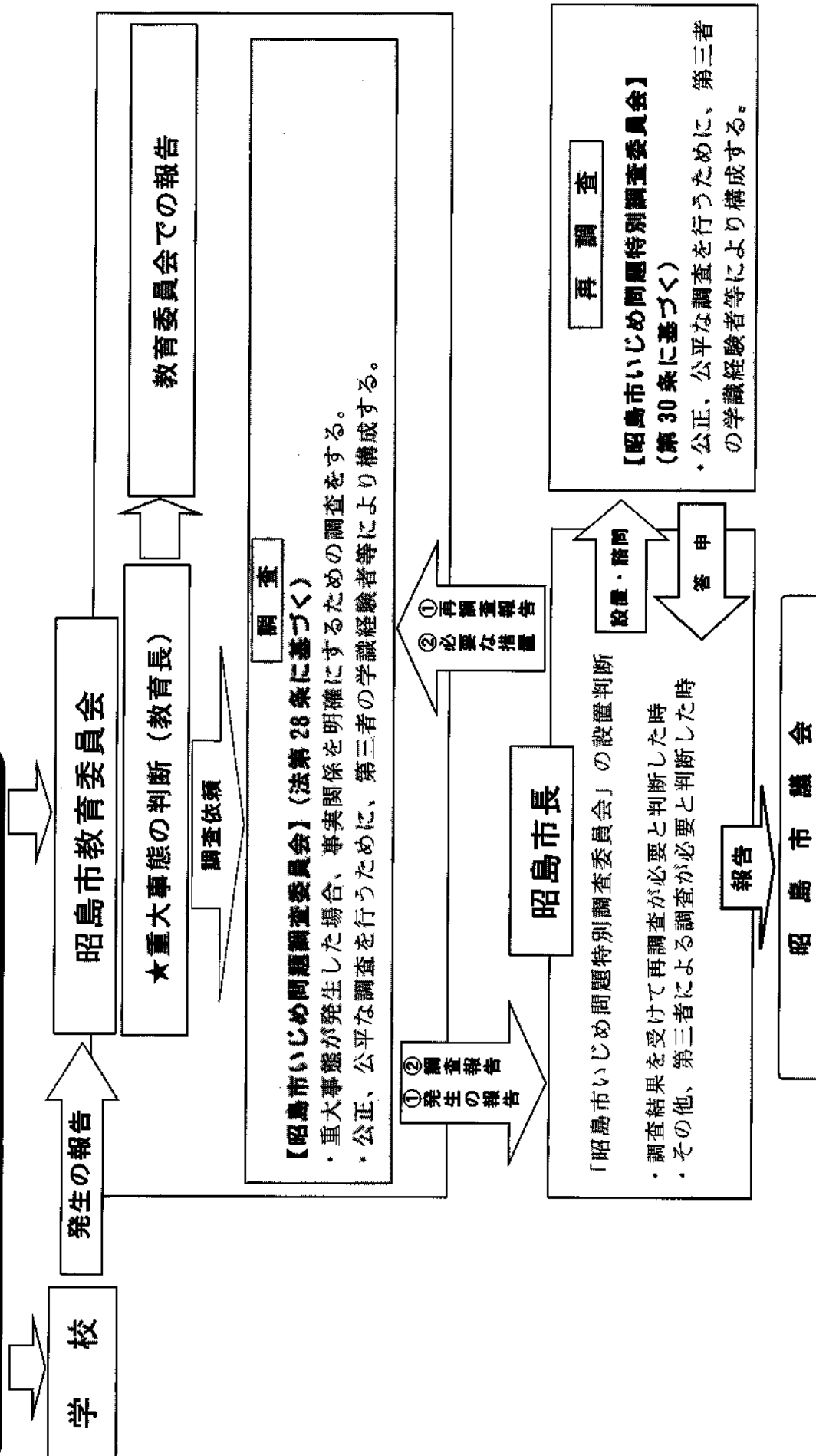
(公立学校に係る対処)

法第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、法第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

重大事態が発生した場合、学校は直ちに電話等で教育委員会に事態発生につて報告する。第一報を受けた教育委員会は、その事態について、いじめの有無やいじめとの因果関係が確認できなかったとしても市長に報告する。



重大事態に関する情報



4 重大事案への対応

(1) 学校の被害児童・生徒の安全の確保等

① 組織的な対応による安全確保と不安解消

- ・ 被害児童・生徒が二度といじめを受けることがないように、全教職員の総力により、登校から下校迄の見守り体制を構築し、安全を確保する。
- ・ 校長のリーダーシップの下、教育委員会の指導・助言を受け、被害児童・生徒の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安の解消のために、組織的な支援を行う。
- ・ 学校の指導により、加害児童・生徒によるいじめが解消しても、被害児童・生徒の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。

② 保護者への説明

- ・ 被害児童・生徒の保護者に対して、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。
- ・ 調査結果とともに、被害児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするための具体的な方策について保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果により状況がどのように改善されたのかを定期的に報告する。

③ 外部人材や関係機関との連携

- ・ 被害児童・生徒が受けた身体への被害については、医療機関と連携し、完治するまでその状況を確認する。
- ・ 財産の被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校又は教育委員会と加害児童・生徒及びその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努める。
- ・ 精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援する。

(2) 加害児童・生徒に対する指導等

① 教職員の毅然とした指導

- ・ 複数の教職員で適切に役割を分担し、加害児童・生徒の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されない行為であることを指導する。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことが無いように指導体制を構築する。
- ・ 加害児童・生徒が自身の行為の誤りを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して、実践できるように指導する。

② 保護者への説明等

- ・ 加害児童・生徒に対する指導や更生に向けた支援にあたっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。
- ・ 被害児童・生徒と加害児童・生徒との認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりする等のことが想定される場合には、校長は教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題解決に向けて双方が理解し合えるように調整を図る。
- ・ いじめに関わる児童・生徒の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を通して、学校と保護者

の信頼関係の構築に努め、対応する。

③ 教職員、スクールカウンセラーの対応

- ・ 加害児童・生徒の行為の背景には、加害児童・生徒が過去に深刻ないじめを受けていた時に生じた心の傷が原因となっている場合もある。必要に応じて教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、加害児童・生徒の自身の行為に対する振り返り促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導する。

④ 別室での学習

- ・ 加害児童・生徒に繰り返して指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害児童・生徒が安心して学習することができるようにならない場合には、必要に応じて、加害児童・生徒を被害児童・生徒が学習する教室以外の場所で学習させる。

(いじめに対する措置)「いじめ防止対策推進法」

第 23 条第 4 項 学校は、前項の場合において必要があると認めるときには、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

- ・ 加害児童・生徒の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。
- ・ 学校で指導を行っているにもかかわらず、加害児童・生徒の行為に改善が見られない場合等、被害児童・生徒に対して、今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、援助を求める。
- ・ その他、加害児童・生徒の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、行為の改善への支援を行う。

(いじめに対する措置)「いじめ防止対策推進法」

第 23 条第 6 項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに諸葛警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

⑥ 懲戒による指導、出席停止による他の児童・生徒の安全確保

- ・ 加害児童・生徒への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害児童・生徒や周囲の児童・生徒の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加える。
- ・ 教育委員会は、学校が指導を継続しても、なお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、加害児童・生徒の保護者に対して、出席停止を命ずるなど、被害児童・生徒や周囲の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
- ・ 措置を講ずる場合には、被害児童・生徒の学習環境の確保と加害児童・生徒の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する。特に加害児童・生徒の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた等が児童・生徒の実態を考慮して、適切に指導・支援を行う。

(校長及び教員による懲戒)「いじめ防止対策推進法」

第 25 条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合で

あって教育上必要と認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）「いじめ防止対策推進法」

第 26 条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（３）周囲の児童・生徒に対する指導等

- ・ 周囲の児童・生徒についても、学校生活が充実したものになるように、被害児童・生徒と同様に継続した支援を行う。具体的には「出欠状況の確認」、「日常のコミュニケーションの様子や行動の観察」、「いじめ等のアンケート調査」、「学級満足度調査」、「保護者・地域との連携（意見交換等）」が考えられる。
- ・ 児童・生徒の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応する。

（４）保護者（家庭）、地域、関係機関との連携

重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の児童・生徒を通して、多くの保護者がある事実を知ることになる。学校は、被害児童・生徒の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やＰＴＡ役員等に、事故経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて問題解決に向けた協力を依頼する。

重大事態が、被害児童・生徒と加害児童・生徒の関係に留まらず、学校全体の問題に発展して他の児童・生徒や保護者に不安を生じさせるような事態に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受け、問題を根本から解決させるための取組を推進する。

① 保護者・ＰＴＡの協力体制

- ・ 加害児童・生徒が集団で暴力を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめ行為が確認された場合、加害児童・生徒が声明に係る事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、教育委員会との連携の下に緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事故経過や学校の対応等について説明する。
- ・ 必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のために、保護者やＰＴＡ役員等に協力を依頼し、教職員と保護者との協力体制を確立する。

② 学校サポートチームを核とした協力体制

- ・ 加害児童・生徒が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害児童・生徒が生命に係る事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、併せて、学校サポートチームの緊急会議を招集し、学校評議員や地域住民、福祉関係者にも協力を依頼し、地域社会が一体となって問題を解決する体制を整える。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡

協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校におけるいじめの防止）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置

を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等

その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定

する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。)」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設

置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

昭島市いじめ問題の調査に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、昭島市立学校に在籍する児童又は生徒について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合において同項及び法第30条第2項の規定に基づき市が行う調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会の設置)

第2条 法第28条第1項の規定に基づく調査（以下「28条調査」という。）を行うため、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として昭島市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 調査委員会は、教育委員会の求めに応じ、重大事態に係る事実関係を明らかにするとともに、当該重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために必要な調査審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 調査委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから教育委員会が委嘱する。

4 教育委員会は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 調査委員会は、委員（第4条第2項の規定に基づき臨時委員が置かれているときは、臨時委員を含む。第4項、次条及び第9条において同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、調査委員会の議長となる。

4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

2 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員を派遣して、関係人又は関係機関に対し、事情

を聴取し、又は実地調査を行うことについて協力を求めることができる。

(会議の非公開)

第8条 調査委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

(特別調査委員会)

第12条 市長は、法第30条第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として昭島市いじめ問題特別調査委員会（以下「特別調査委員会」という。）を置くことができる。

2 特別調査委員会は、市長の求めに応じ、当該報告に係る28条調査の結果について調査審議を行い、その結果を市長に報告する。

3 特別調査委員会は、学識経験のある者及び法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（当該報告に係る28条調査に関与した者を除く。）のうちから市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

4 特別調査委員会の委員の任期は、第2項の規定による報告を終了したときまでとする。

5 第5条から第9条までの規定は、特別調査委員会について準用する。

6 特別調査委員会の庶務は、法規担当課において処理する。

7 前各項に定めるもののほか、特別調査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

自殺対策計画審議会委員	日額	10,000円
-------------	----	---------

」 を

「

自殺対策計画審議会委員	日額	10,000円
いじめ問題調査委員会	委員長	日額 22,000円
	委員及び臨時委員	日額 20,000円
いじめ問題特別調査委員会	委員長	日額 22,000円
	委員	日額 20,000円

」に改める。

昭島市いじめ問題防止会議要綱

(設置)

第1条 昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめの防止等に向けた取組を推進するため、昭島市いじめ問題防止会議（以下「防止会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 防止会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめは許されないという意識啓発活動に関する事。
- (2) いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組に関する事。
- (3) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事。
- (4) その他いじめ問題に関する必要な事。

(組織)

第3条 防止会議は、次に掲げる者のうちから昭島市教育委員会教育長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 昭島市立小学校長会長 1人以内
- (2) 昭島市立中学校長会長 1人以内
- (3) 昭島市人権教育推進委員会委員長 1人以内
- (4) 昭島警察署生活安全課の職員 1人以内
- (5) 昭島市人権擁護委員 1人以内
- (6) 昭島市民生委員・児童委員協議会委員 1人以内
- (7) 昭島市自治会連合会を代表する者 1人以内
- (8) 昭島市青少年とともに歩む地区委員会を代表する者 1人以内
- (9) 昭島市青少年補導連絡会を代表する者 1人以内
- (10) 昭島公立小学校PTA協議会を代表する者 1人以内
- (11) 昭島公立中学校PTA協議会を代表する者 1人以内
- (12) 昭島市教育委員会事務局学校教育部長 1人以内
- (13) その他昭島市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 防止会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、防止会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(防止会議の開催)

第6条 防止会議は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第7条 防止会議の庶務は、教育指導担当課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防止会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

昭島市いじめ問題対策委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめ問題への対応、いじめの再発防止等の検討及び協議を行い、学校を支援するとともに、実効的な対策を推進するために、昭島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) いじめ再発防止等のための対策に関すること。
- (2) 相談等を受けたいじめのうち、昭島市いじめ問題防止会議及び昭島市教育委員会が特に必要と認めるものに関すること。

(組織)

第3条 対策委員会は、次に掲げる者のうちから昭島市教育委員会教育長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱または任命する委員7名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策委員会の開催)

第6条 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 対策委員会の庶務は、教育指導担当課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則（令和3年2月1日）

この要綱は、令和3年2月1日より実施する。